産前産後休業期間中の掛金免除事例集

令和3年10月

公立学校共済組合宮城支部 経理管理班 作成

目 次

1	出産前8週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合
	(1)出産日が出産予定日と同日の場合(出産予定日=出産日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日>出産日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3)出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日>出産日)の期末掛金の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4)出産日が出産予定日よりも遅れた場合(出産予定日<出産日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	出産前14週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合[多胎の場合]
	(1)出産日が出産予定日と同日の場合(出産予定日=出産日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	出産後8週間の産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合
J	
	(1)出産予定日より大幅に出産日(流産・死産含む)が早まった場合(出産予定日>出産日)・・・・・・6

(1)出産日が出産予定日と同日の場合(出産予定日=出産日)

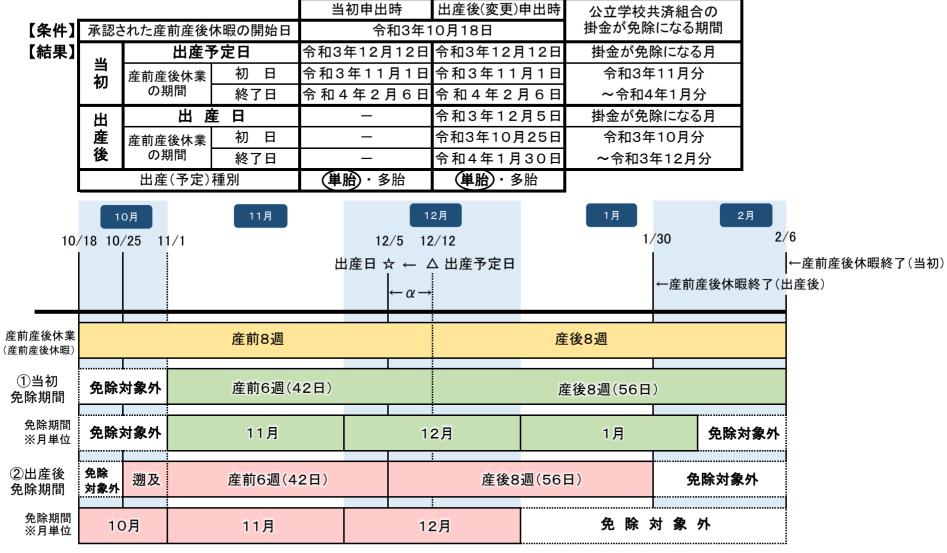
_				当	初申出時	出産後(変更)	申出時	公立学校共済組合				
【条件】	承認さ	れた産前産	産後休暇の開始日		令和3年1	0月18日		掛金が免除になる	期間			
【結果】	NIZ.	出	産予定日	令和3	年12月12日	令和3年12月12日 掛金が免除にな			月			
	当 初	産前産後休		令和3	年11月1日	令和3年11	月1日	令和3年11月分	>			
	נגוי	の期間	終了日	令和4	4年2月6日	令和4年2.	月6日	~令和4年1月分	}			
	出	出	」 産 日		_	令和3年12月	12日	掛金が免除になる	月			
	出産後	産前産後休			_	令和3年11	月1日	令和3年11月分	>			
	後	の期間	終了日		_	令和4年2.	月6日	~令和4年1月分	}			
		出産(予	定)種別	単	胎・多胎	単胎・多	胎					
	1	O月	11月		1	2月 1月			2月			
10/1	8	11/1			出産予定日 4	/12 △ ☆ 出産日			2/	∕6 ┃ ┃ ←産前産後休暇終了		
産前産後休業 (産前産後休暇)			産前8週					産後8週				
免除期間	免除丸	対象外	産前6週	圆(42日)	産後8週(56日)						
免除期間 ※月単位	免除対	対象外	11月		12	2月 1月			 免除対象外 			

【解説】

- ・ 令和3年10月18日~令和3年10月31日は、産前6週(42日)を越える期間となり、掛金免除対象期間ではありません。
- ・産後休業8週(56日)を終えた令和4年2月6日時点で、産前産後休業に係る掛金免除対象期間は終了します。
- ・産前産後休業終了後、育児休業を取得されたときは、月の末日が育児休業期間中であれば当該月は育児休業に係る掛金免除となります。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。 産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。

(2)出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日>出産日)



【解説】

- ・令和3年10月25日~令和3年10月31日は、当初は掛金免除対象期間外でしたが、出産日以前42日以内かつ勤務に服さない期間のため、 遡及して掛金免除対象期間となります(※産前産後休業を取得していない期間については、免除の対象となりません。)。
- ・令和4年1月31日~令和4年2月6日は、当初は掛金免除対象期間でしたが、出産日が早まったことにより掛金免除対象期間から外れます。

(3)出産日が出産予定日よりも早まった場合(出産予定日>出産日)の期末掛金の取扱い

【条件】 承認された産前産後休暇の開始日	
当初産前産後休業 の期間初日令和3年9月25日 令和3年12月31日令和3年9月25日 令和3年12月31日免除出出産日一令和3年12月31日期末手当等に係る掛金	
初 産前産後休業 の期間 初 日 〒和3年9月25日 〒和3年9月25日 〒和3年9月25日 〒 25日	
世 の 期間 終了日 令和3年12月31日 令和3年12月31日 当	
│ 産 │ _{産前産後休業} │ 初 日 │	
後	
17/10 1 12/12 / 1	
出産(予定)種別 単胎・多胎 単胎・多胎	
9月 10月 11月 12月	
9/11 9/21 9/25 11/1 11/5 12/27 12/31	
出産日 ☆ ← △ 出産予定日	了(当初)
← α → ← 産前産後休暇終了(出産	
産前産後休業 産前8週 産後8週	
(産前産後休暇) (産前の地) (産前産後休暇)	
①当初	
①当初 免除期間 免除対象外	
免除期間 9月 10月 11月 12月	
^{免除期间} ※月単位	
②出産後 免除 淵乃 産前6割(42日) 産後9割(56日) 免除	
②出産後 免除期間 免除 対象外 一方 施 対象外 クト 対象外	
免除期間 〇日 10日 11日	
^{元味期间} ※月単位	

【解説】

- ・令和3年9月21日~令和3年9月24日は、当初掛金免除対象期間外でしたが、出産日以前42日以内かつ勤務に服さない期間のため、遡及 して掛金免除対象期間となります。
- ・令和3年12月28日~令和3年12月31日は、当初掛金免除対象期間でしたが、出産日が早まったことにより掛金免除対象期間から外れます。 期末勤勉手当の支給月の末日である令和3年12月31日時点では、産前産後休業に係る掛金免除対象期間が終了しているため、掛金は徴収 されます。ただし、産前産後休業終了後、育児休業を取得された際は、月の末日が育児休業期間中であれば、当該月は育児休業に係る掛金 免除となります。

(4)出産日が出産予定日よりも遅れた場合(出産予定日く出産日)

				当初	70申出時	寺	出産後(変更)申出時	公立学校共済組合 <i>の</i>)		
【条件】	承認さ	れた産前産	後休暇の開始日		令和	□3年1	0月11日	掛金が免除になる期間	引		
【結果】	当	出	令和3年	年12月	5日	令和3年12月5日	掛金が免除になる月				
	初	産前産後休	業初日	令和3年	[10月]	25日	令和3年10月25日	令和3年10月分			
	175	の期間	終了日	令和4年	年1月(30日	令和4年1月30日	~令和3年12月分			
	出	出			-		令和3年12月8日	掛金が免除になる月			
	産後	産前産後休			_		令和3年10月25日	令和3年10月分			
	俊	の期間終了日					令和4年2月2日	~令和4年1月分			
		出産(予)	定)種別	(単胎) ・多問	胎	単胎・ 多胎				
	1	O月	11月				12月	1月		2月	
10/11 10/25					12/	5 12			1/30		⁄2
10/11/10/23			出産予定日 △ → ☆ 出産日								
				四注,人			N MZ I			注 的注 以 的特	へ。」、コ <i>協)</i> ←産前産後休暇終了(出産後)
					+	$-\alpha \rightarrow$					
産前産後休業											
(産前産後休暇) 産前8週					+α	産後	8週				
174 ب ۲. (1)	# PA						÷// 0.75	1/=05)			
①当初 免除期間	免除 対象外 産前6週(42日)						産後8週	[(56日)		免除対象外	
名 於期間						_					
免除期間 ※月単位 10月 11月						12月	免 除 対 象 タ				
@u.+#	- PA										
②出産後 免除 免除 免除 免除期間 対象外			産前6週(42日)			+α		産後8週(56日)			
									i.		
免除期間 ※月単位 10月 11月						12月	1月		免除 対象外		
											į

【解説】

- ・出産日が遅れた場合でも、出産予定日以前42日以内に勤務に服さない期間がある場合は、変わらず掛金免除対象期間になります。
- ・当初は、令和4年1月30日まで掛金免除対象期間でしたが、出産日が遅れたことにより産後8週(56日)後の令和4年2月2日まで 掛金免除対象期間が延長となります。(掛金免除対象月 令和3年10月~令和3年12月 ⇒ 令和3年10月~令和4年1月)

2. 出産前14週間・出産後8週間の産前産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合[多胎の場合]

(1)出産日と出産予定日が同日の場合(出産予定日=出産日)

				当初申出時 出産後(変更)申出時						立学校共済組合の		
【条件】	承認さ	れた産前産後	休暇の開始日	令和3年9月6日						が免除になる期間		
【結果】	11 /	出産予定日		令和3	年12月12日	令和3	令和3年12月12日			金が免除になる月		
	当 初	産前産後休業	初日	令和:	3 年 9 月 6 日	令和:	3年9.	月6日		令和3年9月分		
	נעד	の期間	終了日	令和4年2月(令和4	4年2.	2月6日		~令和4年1月分		
	出	出。	全 日		_	令和3	年12月	12日	掛:	金が免除になる月		
	出産後	産前産後休業	初日		_	令和:	3年9.	月 6 日	日 令和3年9月分			
	後	の期間	終了日		_	令 和 4 年 2 月 6 日			^	~令和4年1月分		
		出産(予定)	種別	単胎 ・多胎 単月			胎 (多胎)					
9/	/6 	9月	10月		11月	出産予	定日 4	12月 /12 △		1月	2 F	/ 6
							7	☆ 出産 	H			←産前産後休暇終了
産前産後休業 (産前産後休暇)			産前	14週				産後8週				
免除期間			産前14週	[(98日)			産後8週(56日)				
免除期間 ※月単位		9月	10月	11月			12月 1月			免除 対象外		

【解説】

- ・ 多胎妊娠の場合は、産前14週(98日)・産後8週(56日)が掛金免除対象期間となります。
- ・上記期間内であっても勤務に服している場合は、掛金免除の対象期間とはなりません。
- ・出産日が出産予定日よりも早まった場合、又は遅れた場合の事例については、1(2)、(3)をご確認ください。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間において妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。 産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。

3. 出産後8週間の産後休業(産前産後休暇)が承認されている場合

(1)出産予定日より大幅に出産日(流産・死産含む)が早まった場合(出産予定日>出産日)

					当初申出時 出産後(変更)申出時											
【結果】	.10	出産	予定日		_			2月31日								
	当 初	産前産後休業	初日		_			月 日	公	公立学校共済組合の						
	נעד	の期間	終了日		_	令和	年	月 日	掛金	金が免防	になる	l				
	出 出産日				_			9月8日		掛金が免除になる月						
	産後	産前産後休業	初日		_	令 和	3 年 9	9月9日	令和3年9月分							
	後	の期間	終了日		_			1月3日	^	~令和3	年10月	分				
		出産(予定)	種別	単	胎・多胎	単	多胎									
					9月		10	10月				12月				
3/2	27	6/	19	9.	/8			1					12/31			
受胎	台日 85日		経過	7	☆ 出産日									Δ	出産予	定日
											←産征	後休 睢	段終了			
産前産後休業 (産前産後休暇)							産後8	週								
免除期間					産後	8週(5	56日)									
免除期間 ※月単位					9月		10	月		免	除対	象	外			

【解説】

- 労働基準法における出産とは、妊娠4か月(85日)以上の分娩とされており、流産・死産も含みます。
- ・ 産前休業前に出産(流産・死産含む)した場合も産後休業が付与されることから、産後8週(56日)の期間が掛金免除の対象となります。
- 年次有給休暇中は掛金免除対象期間とはなりません。出産日が年次有給休暇の場合、翌日の令和2年9月9日が掛金免除対象期間の始期となります。
- ・出産予定日よりも出産日が大幅に早まった場合、当初の掛金免除の申出を行っていない場合があります。その場合は当初の申出は 省き、出産後の申出のみを行ってください。
- ご不明な点がありましたら、経営管理班までご連絡ください。

産前産後休業期間に係る掛金の免除期間は、出産の日(出産の日が予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合にあっては、98日)から出産の日後56日までの間において妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間です。 産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金が免除になります。